

大分県報

令和六年
第五四三号
九月十七日

（火曜日）

目次

告示	一
廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく縦覧	一
指定予定保安林（二件）	一
特定第二号漁業者の共済義務加入にかかる同意成立（二件）	二
情報公開条例運用状況	二

○告示

大分県告示第四百三十八号

次の者から提出のあった産業廃棄物処理施設の設置許可申請について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第十五条第四項の規定により、次のとおり告示するとともに、当該許可申請書を縦覧に供する。

なお、当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日までに、知事に対し、生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

令和六年九月十七日

大分県知事

佐

藤

樹

一郎

一 申請者の氏名又は名称及び住所並びにその代表者の氏名

大分市久原北六番二十八号

九州環境管理株式会社

代表取締役 清 末 昭 雄

二 産業廃棄物処理施設の設置の場所

由布市挾間町七蔵司字下谷九百七十六番六ほか二筆

令和六年九月十七日

大分県報（告示）

一

三 産業廃棄物処理施設の種別

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第七条第十四号に規定する安定型最終処分場

四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず等及びがれき類（以上五種類 石綿含有産業廃棄物を含む。）

五 申請年月日

令和六年八月八日

六 縦覧期間

令和六年九月十七日から同年十月十七日まで

七 縦覧場所

大分県生活環境部循環社会推進課及び中部保健所由布保健部

大分県告示第四百三十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和六年九月十七日

大分県知事

佐

藤

樹

一郎

一 保安林予定森林の所在場所

杵築市山香町大字野原字鹿鳴越三ノ四六五七番三四六・字堂尾三九〇九番（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定実施要件

（一）立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産

部森林保全課及び大分県東部振興局並びに杵築市役所に備え置いて縦覧に供する。)

大分県告示第四百四十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和六年九月十七日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

一 保安林予定森林の所在場所

杵築市山香町大字日指字常盤四八〇八番三

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県東部振興局並びに杵築市役所に備え置いて縦覧に供する。)

大分県告示第四百四十一号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）

第百八条第五項において準用する同法第百五条の二第三項の規定による届出を審査した結果、次の加入区の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意は、同法第百八条第二項に規定する要件に適合するものと認める。

令和六年九月十七日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

一 加入区の名称

北海道第四加入区

二 加入区の区域

大分県漁業協同組合の地区のうち旧津久見市漁業協同組合の地区

三 加入区の区分

漁業災害補償法第百四条第二号に掲げる漁業のうちまき網を使用して行うもの

大分県告示第四百四十二号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）第百八条第五項において準用する同法第百五条の二第三項の規定による届出を審査した結果、次の加入区の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意は、同法第百八条第二項に規定する要件に適合するものと認める。

令和六年九月十七日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

一 加入区の名称

佐伯第一加入区

二 加入区の区域

大分県漁業協同組合の地区のうち旧佐伯市漁業協同組合の地区

三 加入区の区分

漁業災害補償法第百四条第二号に掲げる漁業のうち船びき網を使用して行うもの

公 告

大分県情報公開条例（平成十二年大分県条例第四十七号）第三十三条の規定により、令和

五年度における同条例の運用状況を次のとおり公表する。

令和六年九月十七日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

一 情報公開窓口の利用状況

区 分	利用者数	相談案内件数
情報センター	四、一七一	四四一
地区情報コーナー	七六八	二二二
合 計	四、九三九	四六三

二 公文書の公開請求者数の状況

公開請求者数	備 考

三〇五 法人等を含む。

三 公文書の公開状況

1 対象公文書処理件数及び処理内訳

処理件数	処理		内訳		適用除外	取下げ
	公開	一部公開	非公開	存否応答拒否		
五、三〇八	二、三一五	二、七八〇	一三	二	一七〇	一
						二七

(単位 件)

2 対象公文書処理件数の実施機関別内訳

区 分	処理件数
知 事 会 議 会	二、〇七六
教 育 委 員 会	二、六〇〇
公 安 委 員 会	六四
警 察 本 部 長 会	三七〇
選 挙 管 理 委 員 会	一二八
監 査 委 員 会	二
人 事 委 員 会	一五
労 働 委 員 会	〇
収 用 委 員 会	〇
海 区 漁 業 調 整 委 員 会	〇
内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会	〇
公 営 企 業 管 理 者	六
病 院 事 業 管 理 者	四〇
公立大学法人大分県立看護科学大学	〇
公立大学法人大分県立芸術文化短期大学	〇

令和六年九月十七日

大分県住宅供給公社	〇
大分県土地開発公社	二
合 計	五、三〇八

3 苦情の申出の状況

申出件数	〇	備考
------	---	----

4 審査請求の状況

区 分	件 数	備 考
審 査 請 求 件 数	四	前年度からの継続三件を含む。
処 理 件 数	四	

四 情報提供の状況

1 情報提供申出

区 分	処 理 件 数
情 報 セ ン タ ー	一、三〇七
地 区 情 報 コ ー ナ ー	七一九
警 察 本 部 窓 口	一
合 計	二、〇二六

2 行政資料

区 分	閲 覧	資 料 提 供	貸 出 し	写 し 交 付
情 報 セ ン タ ー	一、三三九	五〇〇	三〇	一、五一五
地 区 情 報 コ ー ナ ー	五	一	一	七二七
警 察 本 部 窓 口	一	一	一	五一
合 計	一、三四四	五〇〇	三〇	二、二九三

(単位 件)

大分県報(公告)

三

令和六年九月十七日

大分県報（公告）

3
その他

（単位
件）

情報センター	区分	インターネット情報	映像情報
二七			
○			